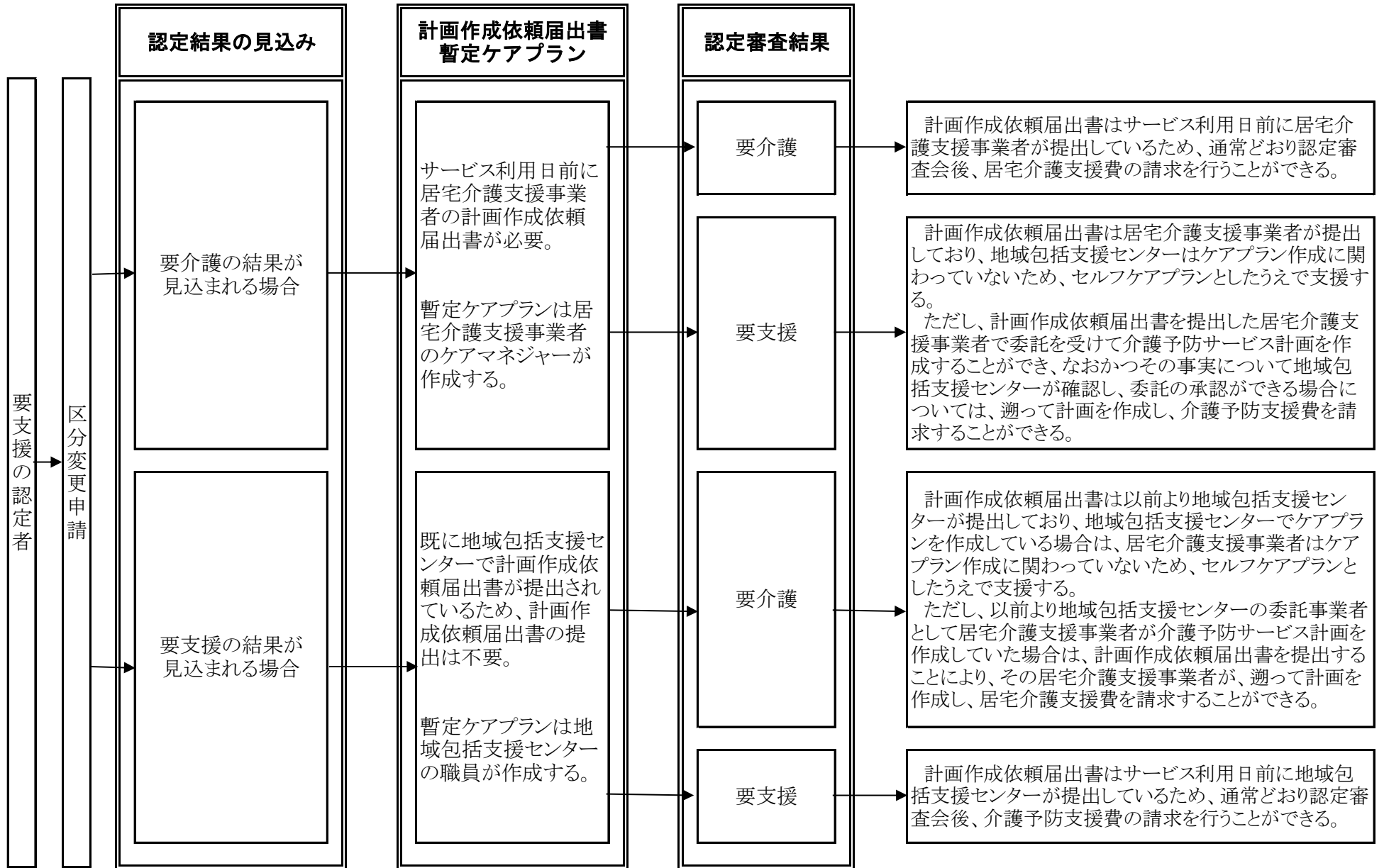


(2) 要支援認定者が区分変更申請を行った場合のケアプランの流れ〔フロー図(2)〕



※1 暫定ケアプランの取扱いを行うにあたっては、サービス利用日前に計画作成依頼届出書を必ず津州市に提出しておくことが前提となります。
 ※2 サービスの利用があったにもかかわらず、計画作成依頼届出書が提出されていなければ、居宅介護支援費及び介護予防支援費は請求できません。